年金広報
2014 .4. 15
April
Web版 Vol. 13
（通巻 658 号）

発行所　一般財団法人 年金住宅福祉協会
〒105-0003　東京都港区西新橋 1-10-2
TEL. 03-3501-4761　FAX. 03-3502-0086
http://kurassist.jp
E-mail : info@kurassist.jp

[contents]

1
4月から国民年金保険料の免除等申請期間が拡大
平成26年４月から国民年金保険料の免除等の申請ができる期間が２年までに拡大される。

2
「海外勤務者の報酬の取扱い」取りまとめ
日本年金機構は、平成26年３月20日に海外勤務者の報酬の取扱い」についての取りまとめを公表した。

3
失踪宣告から2年以内なら死亡一時金を支給
死亡とみなされた日の翌日から２年経過後でも、失踪宣告の審判確定日翌日から２年以内の請求ならば、死亡一時金を支給することとなる。

4
<まとめ>
4月からスタートした年金機能強化法の内容
平成26年４月からスタートした年金機能強化法の内容を表にまとめて掲載。

5 ～ 6 ねんきん最前線・市区町村 VOICE
福井県小浜市
市民の利便性のために、課全員で窓口業務にあたりワンストップサービスを展開する福井県小浜市民生部市民課保険・年金グループを取材した。

Topics

4月から国民年金保険料の免除等申請期間が拡大

平成26年４月から国民年金保険料の免除等の申請ができる期間が拡大される。従来は、さかのぼって免除申請できる期間は、申請時点の直前の７月（学生納付特例の申請は４月）までだったが、４月からは納付期限から２年を経過していない期間（申請時点から２年１ヵ月前までの期間）が可能となる。学生納付特例も同様。

ただし、申請が遅れると、障害を負ったり死亡した際に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがあるので、申請はすみやかに行うことが望ましい。また、過去分の免除等の申請は、申請が遅れると申請できる期間が短くなるため、注意が必要。

災害や失業等を理由とした免除（特例免除）は、前年所得にかかわらず事由が発生した月の前月から免除が受けられるが、申請時点の前年度４月以降に失業等の事由が発生していることが条件となる。

申請に際しては、７月から翌年６月までの１年度分は１回の申請で済むが、複数年度の免除は年度毎に申請書の提出が必要となる。審査は申請する年度に対する前年所得によって行われるが、若年者納付猶予以外は、世帯主や配偶者の所得も審査の対象となる。なお、申請が遅れて特例免除が認められなかった場合や、免除却下後に所得や世帯に変更があった場合などは再申請できる場合もあるので、年金事務所での相談をお勧めする。

免除・猶予の申請可能期間と前年所得の関係

平成 26 年4月時点

年度※1	免除・猶予の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成 23 年度分	平成 24 年３月～ 24 年６月	平成 22 年中所得
平成 24 年度分	平成 24 年７月～ 25 年６月	平成 23 年中所得
平成 25 年度分	平成 25 年７月～ 26 年６月	平成 24 年中所得
平成 26 年度分※2	平成 26 年７月～ 27 年６月	平成 25 年中所得

※１　免除・猶予での「年度」は７月～翌年６月。
※２　平成26年度分は、平成26年７月になってから申請できる。

学生納付特例の申請可能期間と前年所得の関係

平成 26 年4月時点

年度	学生特例納付の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成 23 年度分	平成 24 年３月	平成 22 年中所得
平成 24 年度分	平成 24 年４月～ 25 年３月	平成 23 年中所得
平成 25 年度分	平成 25 年４月～ 26 年３月	平成 24 年中所得
平成 26 年度分	平成 26 年４月～ 27 年３月	平成 25 年中所得

平成 26 年度中に免除申請期限が到来する保険料

納付期限から2年を経過すると時効により免除の申請ができない。

保険料	納付期限	免除申請期限の日
平成 24 年２月分	平成 24 年　４月　２日（月）	平成 26 年　４月　２日（水）
３月分	５月　１日（火）	５月　１日（木）
４月分	５月　31 日（木）	５月　30 日（金）※
５月分	７月　２日（月）	７月　２日（水）
６月分	７月　31 日（火）	７月　31 日（木）
７月分	８月　31 日（金）	８月　29 日（金）※
８月分	10 月　１日（月）	10 月　１日（水）
９月分	10 月　31 日（水）	10 月　31 日（金）
10 月分	11 月　30 日（金）	11 月　28 日（金）※
11 月分	平成 25 年　１月　４日（金）	12 月　26 日（金）※
12 月分	１月　31 日（木）	平成 27 日　１月　30 日（金）※
平成 25 年１月分	２月　28 日（木）	２月　27 日（金）※
２月分	４月　１日（月）	４月　１日（水）
３月分	４月　30 日（火）	４月　30 日（木）

※納付期限の１年後が休日等のため、※の日が申請期限の日となる。

特例免除の申請が可能な期間（平成 26 年４月～）

平成 26 年４月に申請する場合

災害・失業等の事由が発生した年※1	特例免除の申請が可能な期間
平成 22 年（１月～ 12 月）	平成 24 年３月※2～ 24 年６月
平成 23 年（同上）	平成 24 年３月※2～ 25 年６月
平成 24 年（同上）	失業時の前月～ 26 年６月
平成 25 年（同上）	失業時の前月～ 27 年６月※3

※１　失業した日は離職日の翌日。12月31日に離職した場合は翌年が失業等の事由が発生した年となる。
※２　申請時点から２年１ヵ月前以上前の期間は時効により免除等の申請はできないため、平成24年２月以前の期間は申請できない。
※３　平成26年７月以降の期間は、平成26年７月になってから申請できる。

「海外勤務者の報酬の取扱い」取りまとめ

日本年金機構は、平成26年３月20日に「海外勤務者の報酬の取扱い」についての取りまとめを公表した。

基本的に、出向元（日本国内企業）から給与の一部（全部）が支払われているときは、健康保険・厚生年金保険の加入は継続する。その場合の報酬の取扱いは次のとおりとなる。

- 労働の対償として経済的かつ実質的に受けるもので、給与明細等に記載があるものについては、原則、全て「報酬等」となる。
- 海外の事業所から支給されている給与等であっても、適用事業所（国内企業）の給与規定や出向規定等により、実質的に適用事業所（国内企業）から支払われていることが確認できる場合は、その給与等も「報酬等」に算入する。
- 適用事業所（国内企業）の給与規定や出向規定等に海外勤務者に係る定めがなく、海外の事業所における労働の対償として直接給与等が支給されている場合は、適用事業所から支給されているものではないため、「報酬等」には含めない。

外貨給与は日本円に換算

事務処理の際は、実際に支払われた外貨の金額を、支払日の外貨為替換算率で日本円に換算して報酬額とする。

年金生活者支援給付金に関して不審な文書が発覚

平成27年10月１日から支給が

予定されている「年金生活者支援給付金」について、「社会保険機構」を名乗る架空の組織から不審な文書が郵送されていることが発覚し、厚生労働省及び日本年金機構では注意を促している。

不審な文書には日本年金機構のロゴマークが使用されており、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（年金生活者支援給付金法）」と題されている。平成26年４月１日から支給を開始するとされ申請を促す内容となっており、手続きに関する質問等の連絡先も指定されている。

掲載内容には施行日に誤りがあり、現時点で受給者から請求が発生することもない。

失踪宣告から2年以内なら死亡一時金を支給

厚生労働省は、日本年金機構に対して平成26年３月27日付の文書にて失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱いの変更について通知を行った。

これにより死亡一時金は、死亡とみなされた日の翌日から２年を経過した後に請求があったものであっても、失踪宣告の審判の確定日の翌日から２年以内に請求があった場合には、給付を受ける権利について時効を援用せず、死亡一時金を支給することとなる。これは、死亡一時金が、一定期間加入したが年金給付を受けることなく亡くなった者に対して一定の金額を支給するものであるという主旨を踏まえた取扱いである。

この取扱いの変更については、地方厚生局を経て市区町村に通知し、周知を図るとともに、平成24年５月以降の該当者へ年金事務所に相談するよう呼びかけを依頼する。また、全国社会保険労務士会連合会に対しても協力要請を行う。日本年金機構のホームページにおいてはお知らせを掲載し該当者へ年金事務所への問い合わせを呼び掛ける。

平成24年５月１日以降に死亡一時金の請求等あった場合の取扱い

平成24年５月１日以降に死亡一時金の請求の相談があり、時効により支給しないこととした事例でも、失踪宣告の審判の確定日の翌日から２年以内に請求があった場合は死亡一時金を支給する。

平成26年3月31日からねんきんネットに新機能追加

平成26年３月31日から「ねんきんネット」に４つの新機能が追加された。

1. 年金記録を一覧形式で確認できる

「年金記録の一覧表示」の画面が追加され、年金記録や年金見込額、老齢年金の受給額などを一覧形式で確認できる。

※従来の「年金記録照会」の画面は「年金記録の一覧表示」の画面の【年金記録照会】ボタンにより閲覧できる。

2. 届書を作成できる

「ねんきんネット」の画面上で、届書を作成・印刷できる（電子申請ではないので、作成した届書を印刷して年金事務所に持参または郵送する必要がある）。作成に際しては、基礎年金番号や氏名など「ねんきんネット」で保有する情報が入力画面に予め表示されるため、入力の手間が省ける。また、入力項目のエラーチェックにより入力誤りを防止できる。

3. スマートフォンにも対応

パソコンだけではなく、スマートフォンでもユーザIDを取得できる。また、「年金記録の一

作成・印刷できる届書

	届書名
被保険者	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（平成27年１月～）
	国民年金保険料学生納付特例申請書（平成27年１月～）
	国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書
	国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書
	国民年金保険料追納申込書
受給権者等	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
	年金受給権者住所・支払機関変更届
	年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書
	国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届（報告書）（平成26年７月～）
	源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付（再交付）申請書
	年金加入期間確認請求書

覧表」や「年金記録照会」の画面もスマートフォンでも見やすく表示。

4. 持ち主不明記録検索機能の探索対象が拡大

＜追加された検索対象＞

◇持ち主が不明となっている厚生年金基金の記録

◇持ち主が不明となっている平成８年以前に退職されていた国家公務員・地方公務員および私立学校教職員の共済記録

◇持ち主が不明となっている平成８年以前に記録されていた旧農林漁業団体職員共済組合員の記録

※持ち主不明記録検索機能は、持ち主が不明となっている記録の持ち主を見つけるために平成25年１月から開始されたサービス。

対応一覧

機能	パソコン版	スマートフォン版
年金記録の一覧表示	○	○
年金記録照会	○	○
持ち主不明記録検索	○	×
私の履歴整理表	○	×
年金見込額試算	○	×
追納・後納等可能月数と金額の確認	○	×（平成 27 年 1 月～開始）
電子版「ねんきん定期便」の確認	○	×
年金の支払いに関する通知書の確認	○	×
届書の作成	○	×
メールアドレス登録 / 定期便の郵送意向登録	○	×
アンケート回答	○	△（メールアドレス登録のみ）
日本年金機構からのお知らせ確認	○	○
パスワード変更	○	×（平成 27 年 1 月～開始）
秘密の質問と答えの変更	○	○
サービス利用停止依頼	○	○
利用申込み（ユーザ ID 発行申込み）	○	○

まとめ　4月からスタートした年金機能強化法の内容

機能	改正前	改正後
国民年金	**保険料の免除申請** さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の７月（学生納付特例は４月）まで。	過去２年までさかのぼってできる（学生特例納付も同様）。
	法定免除の保険料 法定免除を受けている人が保険料を納めるときは、追納制度のみ利用可能。	法定免除期間のうち、本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができる。
	付加保険料 付加保険料は納期限（翌月末）までに納めなければ、自動的に納めることができなくなる。	国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から２年間納めることができる。
厚生年金保険	**産前産後休業中の保険料** 育児休業等期間中のみ保険料が免除。	育児休業等期間中同様、産前産後休業中も保険料が免除される。
年金給付	**遺族基礎年金** 子または子のある妻に支給。	子または子のある配偶者（妻または夫）に支給。
	未支給年金 未支給年金を受け取れる遺族の範囲は亡くなった人と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」	左記に加え「それ以外の３親等内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）」まで拡大
	繰下げ請求 70 歳に達した日後に繰下げの申出があったときは、申出の翌月分から増額された年金が支給される。	70 歳に達した日後に申出があったときは 70 歳に達した翌月分から増額された年金が支給される。
	障害者特例の支給 請求月の翌月から障害者特例による支給を受けられる。	障害等級に該当した日にさかのぼって障害者特例による支給が受けられる。
	障害年金の改定請求 その前の障害状態の確認等から１年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができない。	障害の程度が増進したことが明らかである場合には１年を待たずに請求できる。
	国民年金の任意加入未納期間 国民年金の任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、受給資格期間に算入されない。	左記のような未納期間は合算対象期間として受給資格期間に算入される。
	年金受給者が所在不明の場合 —	年金受給者が所在不明となって１カ月以上経過した場合、世帯員は所在不明である旨の届出をする必要がある。

ねんきん最前線
市区町村 VOICE

福井県小浜市
民生部市民課　保険・年金グループ

法定受託以外の業務も実施
円滑な連携によりサービスを充実

小浜市といえば、アメリカのオバマ大統領が2008年の大統領選挙に出馬した際、話題になったことを記憶している人も多いだろう。豊富な海の幸でも知られているほか、市内には古い寺も多く、「海のある奈良」とも呼ばれている。神宮寺で行われる「お水送り」は、奈良・東大寺の「お水取り」に先駆けて行われる歴史的な行事だ。国民年金業務は、同市を管轄する敦賀年金事務所が遠いため、窓口では年金証書の再発行や後納制度の受付など法定受託以外の事務も実施。住民サービスに直結した課が互いに連携し、ワンストップサービスを展開するなど、市民の利便性を図っている。

手続きをわかりやすく 各課職員が連携して対応

小浜市は古い歴史のまちでもある。「かつては大陸からの文化の入り口であり、京都の朝廷に食材を届ける御食国（みけつくに）とされていました」と小南弘幸市民課長（今年4月1日より次長）。特に海の幸に恵まれ、若狭ふぐや若狭かれいは高級食材。市では「食」を生かしたまちづくりに力を入れている。

小浜市の現在の人口は今年3月1日時点で3万887人。人口は減少しており、65歳以上は8964人で29％に達する。国民年金の1号被保険者は3632人（任意加入被保険者含む）。同市は箸の生産量が全国1位のため生産業に従事する人や、また、漁業関係者や民宿の経営者も多い。

年金事務を行うのは市民課の保険・年金グループ。年金担当の職員は、担当3年になる濱田麻希主事（今年4月1日より他課に異動）と、担当1年の宮本亜由美主事の2名。しかし、年金各種届け出の受理、未支給年金請求等の年金窓口業務は保険・年金グループ全員で対応し、制度改正についても同様に周知を図っている。

市窓口には船員保険との切り替えで訪れる人が多いが、その中には切り替えをしない・忘れていて無保険期間がある人もいる。「ご家族のことなども考えると、遺族基礎年金が出なくなったらどうしようと心配です。そこで、市役所システム内に設けてあるメモ欄（全職員が共通で見られる）に『この方が何かの機会に来庁したら、年金担当の窓口に案内してください』と記入し、年金窓口につなげてもらっています」（濱田主事）。このように、手続きがスムーズに行われるために様々な工夫がされている。

さらに、年金制度を市民に簡潔にわかりやすく説明するために、同市では国民健康保険および国民年金資格の取得・喪失届に必要な項目を一覧にした案内用紙を作成・配布すると同時に、ワンストップサービスを実施。たとえば死亡届の場合、まず市民窓口グループが、必要な手続き等をまとめた一覧表をもとに案内。と同時に、保険・年金グループにもその情報が伝達されて年金に関する手続きを実施し、年金事務所にも確認する。次いで、健康長寿課、社会福祉課もそれぞれ必要な手続きをする。

また、住民サービスに直結した課はほとんどが庁舎の1階に配置され、保険・年金担当者は生活保護担当者と一緒に法定免除や年金受給の相談を受けたり、社会福祉課職員と一緒に障害基礎年金等受給について説明をするなど、連携し対応している。

このほか、同市で心掛けているのは、来庁者の目的や意向をきちんと把握すること。窓口には、何の手続きをするのか分からないまま訪れる人も多いため、本人が持つ書類や話の中から必要な情報を汲み取る必要がある。

障害基礎年金の受付に関しては、小浜市内に公立の総合病院が1軒しかなく、障害基礎年金申請者のなかには他市・他県で受診している人も多い。申請時だけでなく、現況届等を準備してもらう際にも不便なため、現症日等の不備が無いよう気をつけている。

年金事務所は遠いが、だからこそ連携は密に

小浜市を管轄するのは敦賀年金事務所（敦賀市）。小浜市からは電車でも車でも一時間と交通が不便だ。そこで同市では、追納・後納・受給関係の証書の再発行など、法定受託事務外の届書等も受け付けている。これらの受付頻度は高く、「証書の再発行だと月に1～2件。追納も同様で、珍しくはありません。住所変更、口座変更も多いで

す」と宮本主事。厚生年金関連についても書類を受け付け、年金事務所との間に入って対応する場合もある。

また、毎週木曜日には市の文化会館で、敦賀年金事務所による出張相談も行われている。しかしこの出張相談は近隣町の住民も訪れるため、毎回混雑している。「もっと多く開催されるといいとも思いますが、年金事務所も少ない人手で対応しているため、苦労も分かります」（濱田主事）。

敦賀年金事務所との連携は良好だ。「事務所に問い合わせの電話をする際にも、『〇〇課に』でなく『〇〇さんに』というふうに、名前で覚えて呼ばせていただいています」（宮本主事）というように、聞きたいことを聞ける関係ができている。また、年金事務所の職員は市役所にもよく顔を出し、双方で顔の見える関係を築いている。

「事務所の方がお見えになると、前に年金担当だった職員も『久しぶりですねー！』と親しげに話すんです。だから、市役所と年金事務所との間には昔からそういう関係ができているのでしょう。できれば年金事務所が市内にあるといいなとも思うのですが（笑）、むしろ離れた場所にあるからこそ、お互い密に連携を取れているのかもしれません」（濱田主事）。

広報紙の活用や出前講座で制度の普及に努める

窓口では、一部免除の人で、残りの部分を納付していない人もいる。払ってもらうには制度の理解も必要だ。同市は広報紙で毎年、４月は学生納付特例、７月には一般免除、１月は20歳の国民年金資格取得についてと、時期に応じた情報を掲載している。また、全世帯に配布する『暮らしの便利帳』のなかでも年金制度の概要や必要書類、問い合わせ先などを紹介し、制度の普及に努めている。

このほか、今年２月には市民団体からの依頼で「知っておきたい年金のはなし」として出前講座を実施した。ただ、実際のところ市民は制度よりも受給関連に関心がある。そこで、敦賀年金事務所国民年金課長にも出前講座に同席してもらい、参加者からの質問に答えてもらった。

きちんと保険料を払ってもらうために、制度を知ってもらいたい。そのための取組みを行っているが一方では、制度をよく理解し、制度の穴を突いてくる人もいる。「たとえば、『もう26年近く保険料を払っていて、３分の２以上は納めた。直近１年は未納がない。もうすぐ60歳だ。だから、保険料を払わんでもええんやろ』という方も来られるんです。よくこの部分に気が付いたなと感心しながらも、『払ってくださいとしか申し上げられないんです』と話をするときが一番心苦しいですね」（濱田主事）。

濱田麻希主事（４月より他課へ移動）、小南弘幸市民課長（４月より次長）、西島登美市民課グループリーダー（４月より他課へ移動）、宮本亜由美主事

連携・共有していく姿勢を続け制度改正にも対応

日本年金機構に望むこととしては、外国人向けに年金制度を説明できるパンフレット等を作ってもらうこと。寺が多い小浜市は修行に訪れる外国人も多く、住職に付き添われ、身振り・手振りで国年の加入手続き・免除申請を行うこともしばしばだ。

また、内部事務用にねんきんネットを導入したが、使ってみると処理速度が遅く実用的ではないため、年金事務所に直接問い合わせるほうが早いのが現状。早急な改善を期待している。

この他、機構が進めている届書の電子化は、小浜市では行っていない。市内には「榮」「藏」などの外字を名前に持つ人が多く、電子化するとそれらの字が表示されず、紙で別に処理しなければいけなくなるからだ。「電子化は市区町村にとってメリットがある形でなければ導入は難しい。電子化よりオンライン化が望ましいと思います」（濱田主事）。

今後の抱負については、「４月からの制度改正が心配ですが、同じグループ内、国保の担当と後期高齢者医療の担当と合わせてうまくやっていけたらと思います」と宮本主事。また、濱田主事は４月１日から他課に異動となったが、「職員全員が窓口業務を行い同じ情報を共有する体制というのは、大変ですが、市民のためになっていると思うので、今後もその姿勢を続けていければいいと思います。また、年金事務所と連携をとりやすい風土も、ずっと受け継がれていってほしいです」と話す。